

不利益処分の内容	土地開発公社の役員の解任		
根拠法令及び条項	公有地の拡大の推進に関する法律第 16 条第 3 項		
担 当 課	資産活用推進課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
土地開発公社の役員の解任については、法第 16 条第 3 項の規定に該当すると認められる場合に行うことができるとされている。具体的には、例えば、次のような場合が該当する。			
1 長期の療養、休養を要する疾患又は療養、休養によっても治癒し難い心身の故障があると医師によって診断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかである場合			
2 法令違反（例えば、法第 18 条第 2 項に違反して、事業年度の開始前に予算等について設立団体の長の承認を受けなかったとき）及び定款に違反した場合			
3 職務上の行為に限らず、私的な行為であっても役員に適しないと判断されるような非行があった場合			